

郵送による住民税・森林環境税証明書交付申請書

記入例・注意事項

注意事項

※太枠の中を記入してください。

①どなたの証明書が必要ですか（郵送での申請は本人請求のみです）

現住所には本人の住民票の住所を記入してください

現住所	千葉市中央区市場町1-1		
フリガナ	チバ ハナコ	生	年月日
氏名	千葉 花子 (旧姓：松戸)	大	昭平・令 32年3月4日

証明書が必要な方の現住所・氏名・生年月日を記入してください。

現住所が松戸市でない方は、松戸市にいた頃の住所を記入してください。

②現住所に必要な証明書の年度の1月1日現在の住所が違う場合は、下記に記入してください

1月1日現在の住所	松戸市 根本387番地の5
-----------	---------------

申請内容に不備等があった際、電話をさせていただきますので、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

③日中連絡がとれる電話番号を記入してください

日中連絡がとれる電話番号	047-366-7322
--------------	--------------

④必要な証明書の年度の必要通数を記入してください

令和8年度(令和7年1~12月の所得)	1通	合計	2通
令和7年度(令和6年1~12月の所得)	1通		
令和6年度(令和5年1~12月の所得)	通		
令和5年度(令和4年1~12月の所得)	通		
令和4年度(令和3年1~12月の所得)	通		

必要な年度の通数を記入してください。合計欄には、合計通数を記入してください。

⑤提出先(使いみち)はどこですか

<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 扶養申請	<input type="checkbox"/> 年金関係	<input type="checkbox"/> 児童手当	<input type="checkbox"/> 学校関係
<input type="checkbox"/> 医療関係	<input type="checkbox"/> 出入国在留管理庁	<input type="checkbox"/> その他()		

該当の提出先にチェックをしてください。該当の提出先がない場合は、他にチェックして、括弧欄に提出先を記入してください。

⑥送付書類等チェック欄(送付する際に漏れないか確認してください)

<input checked="" type="checkbox"/> 申請書	この用紙です。必要事項を記入してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 手数料	1通につき300円分の定額小為替(郵便局にて購入)
<input checked="" type="checkbox"/> 返信用封筒	宛先(本人の住民票の住所)を記入し、切手を貼ったもの
<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(写し)※	下記Aの書類から1点コピー。
※本人確認書類の住所が変更になっている場合は、変更が分かる面もコピーしてください。	
Aの書類をお持ちでない場合は下記Bの書類から2点コピー、または、Bの書類とCの書類から1点ずつコピー。	
本人確認書類A: 運転免許証、個人番号カード、在留カード等	
本人確認書類B: 健康保険の資格確認書、住基カード等	
本人確認書類C: クレジットカード、キャッシュカード、診察券等	

送付書類に漏れないかを確認して、送付してください。

送付先

〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所 財務部 市民税課 証明担当 宛
--

松戸市記入欄

レシート番号		交付	作成	受付	為替	切手
手数料					受領	
税証明書番号					手数料	
					郵便料	
					返送	

① 証明書が交付できる年度は、交付請求する日に証明できる最新分含めて5年度分となります。

② 証明書は個人市民税・県民税の申告等に基づき発行しております。

申告がお済でない方は、申告後、個人市民税・県民税の賦課決定が

された後に発行となります。

申告から証明書発行(賦課決定)には、最新年度なら3週間、過去の年度なら5週間ほどかかりますので、余裕をもってお手続きして

頂くようお願い申し上げます。

③ 郵送で申請頂いた場合、受領したその日のうちに証明書を発送できる

ように努めておりますが、事務処理や郵便事情等により、お手元に

④ 郵送での申請は、本人請求のみとなります。

また、返送先は本人宛となります。

⑤ 定額小為替はお釣りが無いようお願いいたします。

よくある不備

① 送付物の漏れ

送付物の漏れがある場合には、証明書をすぐに発行することができません。再度お客様より、足りない書類を送付頂くこととなります。必ず、送付前に送付物に漏れないかを確認ください。

② 電話番号の記入漏れ

書類の不備やこちらで確認したいことがある際に、電話をさせていただきます。電話番号の記入漏れがあると、電話ができなくなるため、一度ご返送させて頂く場合もございます。必ず、電話番号を記入してください。

③ 本人以外の申請

本人以外からの申請があった場合は、ご返送させていただきますので、あらかじめご了承ください。注意事項④にも記載がある通り、郵送での

申請は本人請求のみとなります。

④ 返送先が本人以外

返送先をこちらで本人宛に変更させていただき、ご返送させていただきますので、あらかじめご了承ください。注意事項④にも記載がある通り、郵送での申請は本人請求のみとなります。